

八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条～第32条 略 (関係機関との連携) 第33条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第8条に規定する母子・父子自立支援員をいう。）、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体（同法第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体をいう。）及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、<u>婦人相談所</u>（<u>売春防止法</u>（昭和31年法律第118号）第34条第1項に規定する<u>婦人相談所</u>をいう。）等の関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。 第34条～第42条 略	第1条～第32条 略 (関係機関との連携) 第33条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第8条に規定する母子・父子自立支援員をいう。）、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体（同法第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体をいう。）及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、<u>女性相談支援センター</u>（<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律</u>（令和4年法律第52号）第9条第1項に規定する<u>女性相談支援センター</u>をいう。）等の関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。 第34条～第42条 略